

新たな公共施設経営検討委員会における検討状況について

1 委員会の目的

効率的な公共施設の経営を実現するため、公共施設の整備・維持・管理等の手法についての区の基本的考え方を整理するもの。葛飾区経営改革本部の下部組織として、庁内の関係部課長で検討を進めている。

2 検討状況について

(1) 指定管理者制度の導入について

全ての公の施設について、制度導入を原則とする検討を行った。

検討結果を踏まえ、まず、第三セクターが管理運営している公共施設(文化会館、テクノプラザ・寅さん記念館、スポーツ施設等)等の平成18年4月導入を進める。

指定管理者は公募により選定し、サービス向上や管理運営コストの縮減を図る。

(2) PFIの推進について

未利用区有地の有効活用や公共施設の建替・大規模改修等について、PFIを積極的に推進する。

民間の活力を活用して、サービスの向上や整備・管理運営コストの縮減を図る。

(3) 区有財産(土地・施設)の活用等について

区有財産の総資産量は一定の範囲内に極力抑制し、効果的・効率的なマネジメントを行う。

行政目的を終了した区有財産は、新たな行政課題への対応のほか、積極的に売却や民間企業・NPO等への貸付を行う。

学校跡地については、学校や公共施設の建替・複合化や地域の広場としての活用を図るとともに、立地条件に応じてPFI等によって地域経済の活性化のために活用する。

(4) 施設更新について

2016年からの10年間で公共施設の建替時期が集中するので、既存施設を長寿命化して集中時期を平準化する。

建替にあたっては、周辺施設との複合化を進める。

安全性を確保できる最小のコストによる工法を採用する。